

I 平成26年度事業計画

1 事業の推進方策

(1) 農地中間管理事業

国は、農業構造の改革と生産コスト削減の推進のため、平成25年12月に「農地中間管理事業の推進に関する法律」を公布し、担い手への農地集積と集約化を加速化させ、今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積することを目標としている。

これに伴い、県も同法施行後、基本方針を策定することとしており、県、市町村、関係機関等が密接に連携し、「人・農地プラン」と合わせ、農地の集約化に積極的に取り組むこととなる。

当公社としては、まず農地中間管理機構指定の申請を行い、指定を受けた後は、農地保有合理化事業で培ってきた知識と経験を最大限活用し、担い手への農地の集積をよりいっそう促進するため次の事業を実施する。

ア 農地中間管理事業

イ 売買等事業（農地中間管理事業の特例事業）

(2) 畜産公共等事業

食料自給率の向上を図る観点から、自給飼料の増産を通じた飼料自給率の向上を図ることが課題となっている。

畜産農家の減少が進行する中で、今後とも安定的な畜産物生産を図るためには、効率的かつ安定的な経営体（担い手）を育成し、これらの経営体が畜産物生産の相当分を担う望ましい畜産構造を確立する。

また、飼料生産基盤に活用することによる畜産主産地の形成を図ることを目的として次の事業を実施する。

ア 草地畜産基盤整備事業

(3) 担い手対策事業

中山間地の多い本県農業においては、特に高齢化による担い手不足と後継者不足が著しく、新たな担い手づくりに迫られている中、雇用情勢の悪化等により青年や退職者の農業への関心が高まっている。

県はこのような状況を好機ととらえ、専任職員を配置し、県内外の就農希望者に対し、各種情報の提供や支援体制を整備しサポートすることで、23年度より5年間で1000人の新規就農者を目標に取り組んでいる。

当社は、就農・研修希望情報等の受入調整を図り、新規就農者の確保のため、県と連携するとともに、「豊の国農業人材育成基金事業」の目的である担い手の確保・育成対策として、次代を担う青少年を対象とした長期的・体系的な担い手対策を展開する。

また、県青年農業者等育成センターとして、「大分県農業経営総合対策事業」に基づいて、青年等の農業参入に必要な情報の提供及び農業研修等による担い手の確保・育成を図るため、県、市町村及び農業関係団体等と密接な連携をもとに、次の対策を実施する。

ア 担い手対策

就農希望者のニーズに応じた情報の提供やサポートのためには、各種事業を展開する関係機関と連携し、新規就農希望者に対する相談活動を行うとともに、就農希望者の農業研修を受け入れる先進農家や農業法人、後継者のいない農家を受入農家として登録し、受入農家の知識・経験・信用を最大限に活用した就農支援を行う就農実践研修事業、農業に就業したい者を農作業の従業員を求めている先進農家等へ斡旋する無料職業紹介事業を積極的に展開し、担い手の確保・育成を図り、農業・農村の活性化に資する。

また、地域において、学童、少年等を対象に実施する農業体験学習に対し助成し、農業・農村の理解を深める。更に、若い農業者の農業経営等に関する活動に対し助成し、技術の向上及び地域の活性化を図る。

イ 青年就農者の確保対策

就農に向けて研修機関等において研修を受ける者に対して青年就農給付金（準備型）を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増加を図る。

ウ 新規就農希望者に対する資金貸付対策

新規就農希望者が農業経営にスムーズに参入できるよう、その専門知識の取得、農業研修等に必要な経費について就農支援資金の貸付けを行い、次代を担う農業者の確保・育成を図る。

(4) 大規模リース団地整備支援対策事業

新たに施設型農業を目指す者や農業後継者の規模拡大を容易にするために、公社が事業主体となり栽培施設等を整備し、リースすることで、農業者の初期負担を軽減し、経営感覚の優れた企業的経営規模を有する農業者を確保するとともに、産地規模の拡大や競争力のある産地づくりを図る。

(5) 世界農業遺産継承事業

世界農業遺産は、社会や環境に長年適応しながら形作られた農業の土地利用や伝統的な農業文化、景観、生物多様性に富んだ地域を次世代へ継承することが目的とされている。

平成25年度には国東半島宇佐地域が世界農業遺産に認定されたことから、県下での世界農業遺産に関連する農業文化の継承や地域の活性化への取り組みを支援する組織に助成することで、農業遺産の次世代への継承を図る。

(6) 受託事業

大分農業文化公園及び大分県都市農村交流研修館の管理運営については、平成22年度の指定管理者制度による審査を経て、平成23年度から平成27年度までの5年間管理運営を受託している。このため、安全・安心を基本に公園の設置目的である農業・農村を理解する場、農業農村の食と文化を学ぶ場、豊かな自然を楽しむ場等を提供するため適切な管理運営に取り組んでいく。

特に、平成26年度は入園者の増加を図るため、マスコミを利用した広報活動や公民館等へのダイレクトメール発送に加え、営業対象を重点化し、介護等福祉関係施設や教育関係、学校関係等を直接訪問し誘客及びイベント誘致に積極的に取り組む。

このため、入園者からの要望が一番多い、花の観賞が出来る『見所=景観』の整備に引き続き取り組んでいく。

具体的には、雨の日でも室内で観賞できるよう、昨年度末に施設内に約100品種展示したミニつばき園「椿花咲苑」を設置したので、随時椿文化の紹介等整備に取り組んでいく。また、屋外ではハーブガーデンの復活に向け、当公園に適した品種の栽培展示にも取り組んでいくとともに、入園者へのサービス向上に向け椿園や農場に隣接しているフルーツテラスでのコーヒー等湯茶の提供（有料）を再開する。

なお、昨年度国東半島が世界農業遺産に認定されたことから、七島イや椎茸の栽培展示を行うとともに、国東半島のジオラマ設置により自然と地域産業のつながりなどを紹介

し、入園者に地域情報を発信するとともに、観光産業等との連携も図っていく。

最大の目標である平成26年度入園者目標の達成を図るとともに、全職員の意欲向上と能力発揮により、入園者のニーズに的確に応えられるきめ細かな自主事業を展開し、販売収益向上にも取り組んでいく。